

令和元年度 障害者虐待防止法に基づく 対応状況等に関する調査結果について（概要版）

厚生労働省が実施した令和元年度における「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）に基づく対応状況等に関する調査のうち、滋賀県に関する結果の概要は、以下のとおりでした。

【調査結果の全体像】

		令和元年度	平成30年度	平成29年度
養護者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	153件	132件	146件
	虐待判断件数	65件	71件	72件
	被虐待者数	65人	71人	72人
障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	83件	59件	46件
	虐待判断件数	17件	28件	16件
	被虐待者数	17人	39人	16人
使用者による 障害者虐待	市町・県への相談・通報件数	8件	11件	14件
	虐待判断件数			
	被虐待者数			

※使用者虐待については、県または市町に通報があり、虐待の疑いありとして滋賀労働局長に報告した件数（滋賀労働局において虐待判断が行われますが、件数等は公表されていません）

1. 養護者による障害者虐待についての対応状況

（1）相談・通報受理件数

- 県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、153件でした。
- 市町による事実確認の結果、虐待と判断された件数は65件、被虐待者数は65人でした。

（2）相談・通報者

- 相談・通報者は、「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が50件（32.7%）と最も多く、次いで「本人による届出」が27件（17.6%）、「その他」が22件（14.4%）でした。

表1 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	医療機関関係者	教職員	相談支援専門員、施設・事業所の職員	虐待者自身	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業者等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計（実数）
R1年度	件	27	5	8	6	3	50	1	9	19	0	1	22	2	153
	割合	17.6%	3.3%	5.2%	3.9%	2.0%	32.7%	0.7%	5.9%	12.4%	0.0%	0.7%	14.4%	1.3%	-
H30年度	件	27	6	3	1	3	50	1	11	15	4	4	8	0	132
	割合	20.5%	4.5%	2.3%	0.8%	2.3%	37.9%	0.8%	8.3%	11.4%	3.0%	3.0%	6.1%	0.0%	-

（注）割合は、相談・通報件数の総数（R1:153件、H30:132件）に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「身体的虐待」が44件(67.7%)と最も多く、次いで「心理的虐待」が15件(23.1%)、「経済的虐待」が13件(20.0%)、「放棄・放置」が6件(9.2%)でした。

表2 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計(実数)
R1年度	件数	44	1	15	6	13	65
	割合	67.7%	1.5%	23.1%	9.2%	20.0%	-
H30年度	件数	32	0	22	11	18	71
	割合	45.1%	0.0%	31.0%	15.5%	25.4%	-

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R1:65件、H30:71件)に対するもの。

(4) 虐待の深刻度

○各市町の判断では、「重度(生命・身体・生活に関する重大な危機)」に該当するのは4件(6.1%)でした。

表3 虐待の深刻度(各市町の判断によるもの)

		重度 生命・身体・生活に 関する重大な危険	中度 生命・身体・生活に 著しい影響	軽度 生命・身体・生活 への影響	合計
R1年度	件数	4	25	36	65
	割合	6.1%	38.4%	55.5%	100.0%
H30年度	件数	17	27	27	71
	割合	23.9%	38.0%	38.0%	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R1:65件、H30:71件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別では「男性」が21人(32.3%)、「女性」が44人(67.7%)でした。年齢では「40～49歳」が14人(21.5%)と最も多く、次いで、「20～29歳」が13人(20.0%)、「50～59歳」が12人(18.5%)、「30～39歳」が11人(16.9%)でした。

○被虐待者の障害の種別では、「知的障害」が41人(63.1%)と最も多く、次いで「精神障害」が20人(30.8%)、「身体障害」が8人(12.3%)でした。

表4 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R1年度	人数	21	44	65
	割合	32.3%	67.7%	100.0%
H30年度	人数	18	53	71
	割合	25.4%	74.6%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R1:65人、H30:71人)に対するもの。

表5 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R1年度	人数	10	13	11	14	12	4	1	0	65
	割合	15.4%	20.0%	16.9%	21.5%	18.5%	6.2%	1.5%	0.0%	100.0%
H30年度	人数	7	23	7	14	15	3	2	0	71
	割合	9.9%	32.4%	9.9%	19.7%	21.1%	4.2%	2.8%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R1:65人、H30:71人)に対するもの。

表6 被虐待者の障害種別(複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計(実数)
R1年度	人数	8	41	20	3	1	0	65
	割合	12.3%	63.1%	30.8%	4.6%	1.5%	0.0%	-
H30年度	人数	9	43	21	1	0	1	71
	割合	12.7%	60.6%	29.6%	1.4%	0.0%	1.4%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(R1:65人、H30:71人)に対するもの。

(6) 被虐待者から見た虐待者の続柄

○被虐待者から見た虐待者の続柄は、「母」が26人(34.2%)と最も多く、次いで「父」が15人(19.7%)、「兄弟姉妹」が14人(18.4%)、「夫」が11人(14.5%)でした。

表7 被虐待者から見た虐待者の続柄

		父	母	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者	娘の配偶者	兄弟姉妹	祖父	祖母	その他	不明	合計
R1年度	人数	15	26	11	0	3	2	0	0	14	0	0	5	0	76
	割合	19.7%	34.2%	14.5%	0.0%	3.9%	2.6%	0.0%	0.0%	18.4%	0.0%	0.0%	6.6%	0.0%	100.0%
H30年度	人数	18	25	8	1	1	2	0	0	13	0	1	5	0	74
	割合	24.3%	33.8%	10.8%	1.4%	1.4%	2.7%	0.0%	0.0%	17.6%	0.0%	1.4%	6.8%	0.0%	100.0%

(注)割合は、虐待者数の総数(R1:76人、H30:74人)に対するもの。

(7) 虐待への対応等

○市町が実施した虐待への対応策としては、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が24件(36.9%)で、そのうち「身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が10件(41.7%)でした。

○一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は31件(47.7%)で、そのうち「養護者に対する助言・指導」が27件(87.1%)、「再発防止のための定期的な見守りの実施」が23件(74.2%)でした。

表8 虐待への対応策としての分離の有無

	R1年度		H30年度	
	件数	割合	件数	割合
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	24	36.9%	17	23.9%
被虐待者と虐待者を分離していない事例(一度も分離していない事例)	31	47.7%	49	69.0%
現在対応について検討・調整中の事例	6	9.2%	3	4.2%
その他	4	6.2%	2	2.8%
合計	65	100.0%	71	100.0%

(注)割合は、虐待判断事例件数の総数(R1:65人、H30:71件)に対するもの。

表9 分離を行った事例における対応の内訳（複数回答）

	R1年度		H30年度	
	件数	割合	件数	割合
契約による障害福祉サービスの利用	3	12.5%	12	70.6%
身体障害者福祉法または知的障害者福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	10	41.7%	2	11.8%
障害福祉サービスの利用または措置以外の方法による一時保護	1	4.2%	1	5.9%
医療機関への一時入院	3	12.5%	2	11.8%
その他	7	29.2%	0	0.0%
合計	24	100.0%	17	100.0%
(分離を行った事例のうち、面会の制限を行った事例)	8	33.3%	2	11.8%

(注)割合は、分離を行った事例件数の総数(R1:24人、H30:17件)に対するもの。

表10 分離を行っていない事例における対応の内訳（複数回答）

	R1年度		H30年度	
	件数	割合	件数	割合
養護者に対する助言・指導(介護負担軽減のための事業に至った事例を除く)	27	87.1%	24	49.0%
養護者が介護負担軽減等のための事業に参加	0	0.0%	3	6.1%
被虐待者が新たに障害福祉サービスを利用	5	16.1%	10	20.4%
既に障害福祉サービスを受けているが、サービス等利用計画を見直した	8	25.8%	13	26.5%
被虐待者が障害福祉サービス以外のサービスを利用	5	16.1%	2	4.1%
再発防止のための定期的な見守りの実施	23	74.2%	18	36.7%
その他	3	9.7%	3	6.1%
合計(実数)	31	-	49	-

(注)割合は、分離していない事例件数の総数(R1:31件、H30:49件)に対するもの。

2. 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待についての対応状況

(1) 相談・通報受理件数

○県内の19市町および県で受け付けた相談・通報件数は、83件でした。

○市町による事実確認の結果、虐待と判断された事例は、17件でした。

(2) 相談・通報者

○相談・通報者（複数回答）の内訳は、「本人による届け出」が20件（24.1%）と最も多く、次いで「相談支援専門員、他の施設・事業所の職員」が14件（16.9%）、「当該施設・事業所職員」「当該施設・事業所設置者・管理者」がそれぞれ8件（9.6%）でした。

表11 相談・通報者（複数回答）

		本人による届出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	教職員	相談支援専門員、他の施設・事業所の職員	当該施設・事業所職員	当該施設・事業所元職員	当該施設・事業所設置者・管理者	当該施設・事業所利用者	当該市町行政職員	警察	運営適正化委員会	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	成年後見人等	その他	不明	合計(実数)
		R1年度	件数	20	15	0	0	0	14	8	5	8	0	5	0	0	0	2	5
	割合	24.1%	18.1%	0.0%	0.0%	0.0%	16.9%	9.6%	6.0%	9.6%	0.0%	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.4%	6.0%	3.6%	-
H30年度	件数	9	7	1	0	1	10	8	2	12	1	0	0	1	0	1	4	3	59
	割合	15.3%	11.9%	1.7%	0.0%	1.7%	16.9%	13.6%	3.4%	20.3%	1.7%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	1.7%	6.8%	5.1%	-

(注)割合は、相談・通報件数の総数(R1:83件、H30:59件)に対するもの。

(3) 施設・事業所の種別

○施設・事業所の種別は、「障害者支援施設」、「放課後等デイサービス」がそれぞれ4件(23.5%)、「就労継続支援B型」、「共同生活援助」がそれぞれ3件(17.6%)、「居宅介護」、「療養介護」、「生活介護」がそれぞれ1件(5.9%)でした。

表12 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が認められた事業所種別

	R1年度		H30年度	
	件数	割合	件数	割合
障害者支援施設	4	23.5%	3	14.3%
居宅介護	1	5.9%	0	0.0%
療養介護	1	5.9%	0	0.0%
生活介護	1	5.9%	2	9.5%
短期入所	0	0.0%	2	9.5%
就労継続支援B型	3	17.6%	5	23.8%
共同生活援助	3	17.6%	5	23.8%
移動支援事業	0	0.0%	1	4.8%
放課後等デイサービス	4	23.5%	3	14.3%
合計	17	100.0%	21	100.0%

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R1:17件、H30:21件)に対するもの。

(4) 虐待の種別・類型

○虐待の種別・類型は、「心理的虐待」が10件(58.8%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が6件(35.3%)でした。

表13 虐待の種別・類型(複数回答)

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待	合計
R1年度	件数	6	1	10	2	1	17
	割合	35.3%	5.9%	58.8%	11.8%	5.9%	-
H30年度	件数	7	3	14	4	5	28
	割合	25.0%	10.7%	50.0%	14.3%	17.9%	-

(注) 割合は、虐待判断事例件数の総数(R1:17件、H30:28件)に対するもの。

(5) 被虐待者の性別・年齢・障害種別

○性別は、男性が13人(76.5%)、女性が4人(23.5%)でした。「50~59歳」が5人(29.4%)と最も多く、次いで「~19歳」「20~29歳」が4人(23.5%)でした。障害種別では、「知的障害」が14人(82.4%)と最も多く、次いで「身体障害」が3人(17.6%)、「精神障害」が1人(5.9%)でした。

表14 被虐待者の性別

		男性	女性	合計
R1年度	人数	13	4	17
	割合	76.5%	23.5%	100.0%
H30年度	人数	21	18	39
	割合	53.8%	46.2%	100.0%

(注) 割合は、被虐待者数の総数(R1:17人、H30:39人)に対するもの。

表 15 被虐待者の年齢

		～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65歳以上	不明	合計
R1年度	人数	4	4	0	3	5	0	1	0	17
	割合	23.5%	23.5%	0.0%	17.6%	29.4%	0.0%	5.9%	0.0%	100.0%
H30年度	人数	3	7	4	7	4	3	11	0	39
	割合	7.7%	17.9%	10.3%	17.9%	10.3%	7.7%	28.2%	0.0%	100.0%

(注)割合は、被虐待者数の総数(R1:17人、H30:39人)に対するもの。

表 16 被虐待者の障害種別 (複数回答)

		身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等	その他	合計 (実数)
R1年度	件数	3	14	1	0	0	1	17
	割合	17.6%	82.4%	5.9%	0.0%	0.0%	5.9%	-
H30年度	件数	8	27	8	0	0	0	39
	割合	20.5%	69.2%	20.5%	0.0%	0.0%	0.0%	-

(注)割合は、被虐待者数の総数(R1:17人、H30:39人)に対するもの。

(6) 虐待者の職種

○虐待者の職種は、「生活支援員」が6人(33.3%)、「児童発達支援管理責任者」が2人(11.1%)でした。

表 17 虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

	R1 年度		H30 年度	
	人数	割合	人数	割合
設置者・経営者	1	5.6%	2	9.1%
サービス管理責任者	1	5.6%	4	18.2%
管理者	1	5.6%	0	0.0%
生活支援員	6	33.3%	9	40.9%
職業指導員	1	5.6%	0	0.0%
就労支援員	0	0.0%	2	9.1%
世話人	1	5.6%	2	9.1%
指導員	1	5.6%	2	9.1%
児童発達支援管理責任者	2	11.1%	0	0.0%
訪問支援員	1	5.6%	0	0.0%
その他従事者	3	16.7%	1	4.5%
合計	18	100.0%	22	100.0%

(注)割合は虐待をおこなった従事者等の総数(R1:18人、H30:22人)に対するもの。

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待の事実が認められた事例 17 件への対応は、市町による「施設等に対する指導」が 13 件、「改善計画書提出依頼」が 7 件、「従事者への注意・指導」が 4 件でした。
- それ以外に、事業所指定権限を有する県または大津市が行った「報告徴収、出頭要請、立入検査」は 2 件、「指定の全部・一部停止」は 1 件、「一般指導」が 3 件でした。

表 18 市町による指導等（複数回答）

		(単位:件)	
		R1年度	H30年度
市町による指導等	施設等に対する指導	13	16
	改善計画書提出依頼	7	11
	従事者への注意・指導	4	13
	その他	0	0

表 19 障害者総合支援法または児童福祉法の規定による権限の行使等

		R1年度	H30年度
障害者総合支援法または児童福祉法に基づく県および大津市による権限の行使	報告徴収、出頭要請、立入検査	2	3
	改善勧告	0	0
	公表	0	0
	改善命令	0	0
	指定の全部・一部停止	1	0
	指定取消	0	0
	一般指導	3	10

3. 使用者による障害者虐待について

(1) 相談・通報受理件数

- 県内の 19 市町および県で受け付けた相談・通報件数は、8 件でした。
- 相談・通報者「本人による届け出」が 3 件 (37.5%) で最も多く、次いで「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が 2 件 (25.0%) でした。

表 20 相談・通報者（複数回答）

		本人による届け出	家族・親族	近隣住民・知人	民生委員	医療機関関係者	相談支援専門員、施設・事業所の職員	職場の同僚	当該事業所管理者	警察	当該市町行政職員	介護保険法による居宅サービス事業等従事者	成年後見人等	その他	不明	合計
R1年度	件数	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	8
	割合	37.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	37.5%	0.0%	-
H30年度	件数	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	1	1	0	11
	割合	54.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	9.1%	9.1%	0.0%	-

(注) 割合は、相談・通報件数の総数 (R1: 8件、H30: 11件) に対するもの。

4. 本県の特徴・取組等

(1) 本県の特徴

養護者による虐待および、障害者福祉施設従事者等による虐待のいずれにおいても、相談・通報件数や虐待判断件数が、人口が同程度の他県と比較して多くなっています。

また、養護者による虐待では、相談・通報者の内訳では「相談支援専門員、施設・事業所の職員」が32.7%（全国平均29.6%）と高い割合を占めています。

このことから、本県では相談支援専門員や障害者福祉施設従事者が相談・通報に大きな役割を果たしており、現場での障害者虐待防止法の理解が深まり、虐待事案を潜在化させることなく、まずは相談・通報するという考え方が浸透していると考えられます。

(2) 本県の取組

①相談対応等

障害者虐待に関する相談に応じるとともに、市町間の調整や情報収集・分析・提供など市町を後方支援する役割を担う「滋賀県障害者権利擁護センター」を設置・運営（障害福祉課に相談員を配置）

②障害者虐待防止・権利擁護研修の実施（参加人数はオンライン参加を含む）

- ・市町職員・虐待防止センター職員向け障害者虐待防止・権利擁護研修会
[令和2年8月18日（23名参加）]
- ・障害福祉サービス事業所従事者向け障害者虐待・権利擁護研修会
[令和2年11月20日（81名参加／北部会場）、12月10日（102名参加／南部会場）]
- ・虐待認定後、積極的に虐待防止に取り組んだ法人による事例報告会【新規】
[令和3年1月27日（98名参加）]

③県民等への啓発

県民向けのパンフレットを作成し、市町や事業所など関係機関を通じた周知・啓発

本県では、今後も引き続き、県内における障害者虐待の状況を把握するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修や、障害者権利擁護センターでの相談や啓発を実施していきます。

また、障害者福祉施設従事者等による虐待事案については、弁護士や社会福祉士など専門職種も加えた事例検証会議を定期的実施しています。事例の分析を通じて、虐待のあった施設への適切な指導・助言、相談員のスキルの向上や虐待防止に向けた取組等を充実させるとともに、障害者福祉施設や企業の従業者、県民等の障害者の権利擁護に関する意識の向上に努めていきます。

さらに、次年度の「障害福祉サービス等報酬改定」において令和4年度から各事業所での虐待防止研修の実施や、虐待防止委員会の設置が義務化される予定であり、こうした取組が進むよう県として研修内容の見直しや研修資料の提供等を通じて支援してまいります。